



11. 吹付けアスベスト対策補助金

既存建築物の壁、柱、天井に吹付けられたアスベストの拡散による健康障害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的として、建築物の所有者や管理者が行うアスベストの調査等に要する費用の一部を補助します。事業着手前に申請して下さい。

対象者	対象建築物の所有者または管理者で、市税の滞納がないこと
対象住宅	市内に存する民間建築物
補助金額	下表のとおり
受付期間	分析調査：令和8年4月13日（月）から令和8年11月20日（金）まで ※令和8年12月4日（金）までに実績報告書を提出してください。 除去等：令和8年度の補助はありません。 令和8年度中に実施の要望をいただき、令和9年度中に除却等を行ってほしい補助を行います。令和9年度に除去等の実施を希望される方は、令和8年8月28日（金）までに実施の要望を提出して下さい。

表 補助金額

事業種別	対象経費	補助金額
分析調査	建材のアスベスト含有の有無を調査する分析機関に支払う経費	経費の額 (上限 25 万円)
除去等	アスベストを含んだ建材の除去等の措置を実施する施工業者に支払う経費	経費の 3 分の 2 (上限 150 万円)

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062